



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

令和3年12月24日

(照会先)

職業安定部

職業対策課長

荒井 孝志

地方障害者雇用担当官

中山 正教

(直通電話) 022(299)8062

### 令和3年 宮城県における障害者雇用状況の集計結果

(令和3年6月1日現在)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

宮城労働局では、宮城県内に本社を置く企業及び地方公共団体等の令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況を集計しましたので、その結果を公表します。

#### 【集計結果の主なポイント】

##### <民間企業> (法定雇用率2.3%)

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は、6,414.5人、対前年比2.9%(179.5人)増加

・実雇用率は、2.21%、対前年比0.04ポイント上昇(全国2.20%)

全国32位(前年34位)

○法定雇用率達成企業の割合は、50.7%、前年比0.7ポイント低下(全国47.0%)

全国34位(前年39位)

##### <公的機関> (同2.6%、県等の教育委員会は2.5%) ※( )は前年の数値

	雇用障害者数	実雇用率
県の機関	171.0人(175.0人)	2.72%(2.81%)
市町村等の機関	656.0人(623.5人)	2.36%(2.27%)
県等の教育委員会	457.5人(416.0人)	2.59%(2.36%)

##### <地方独立行政法人> (同2.6%) ※( )は前年の数値

対象となる4法人で、雇用障害者数23.0人(23.0人)、実雇用率1.74%(1.76%)

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ① 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は、6,414.5人で、前年より179.5人増加（対前年比2.9%増）し、12年連続で過去最高となった。
- ② 雇用者のうち、身体障害者は3,930.5人（対前年比2.3%増）、知的障害者は1,593.5人（対前年比2.4%増）、精神障害者は890.5人（対前年比6.3%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ③ 実雇用率は、10年連続で過去最高の2.21%、法定雇用率達成企業の割合は50.7%（達成企業数808/1,593社）となった。

[第1表～第5表]

### 【実雇用率・達成企業割合の推移】



(2) 企業規模別の状況

- ① 雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満、100～300人未満、300～500人未満、1,000人以上の企業規模で前年より増加した。
- ② 実雇用率は、100～300人未満、300～500人未満、1,000人以上規模の企業において、宮城県の実雇用率（2.21%）以上となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、100～300人未満、1,000人以上の企業規模で前年より増加した。

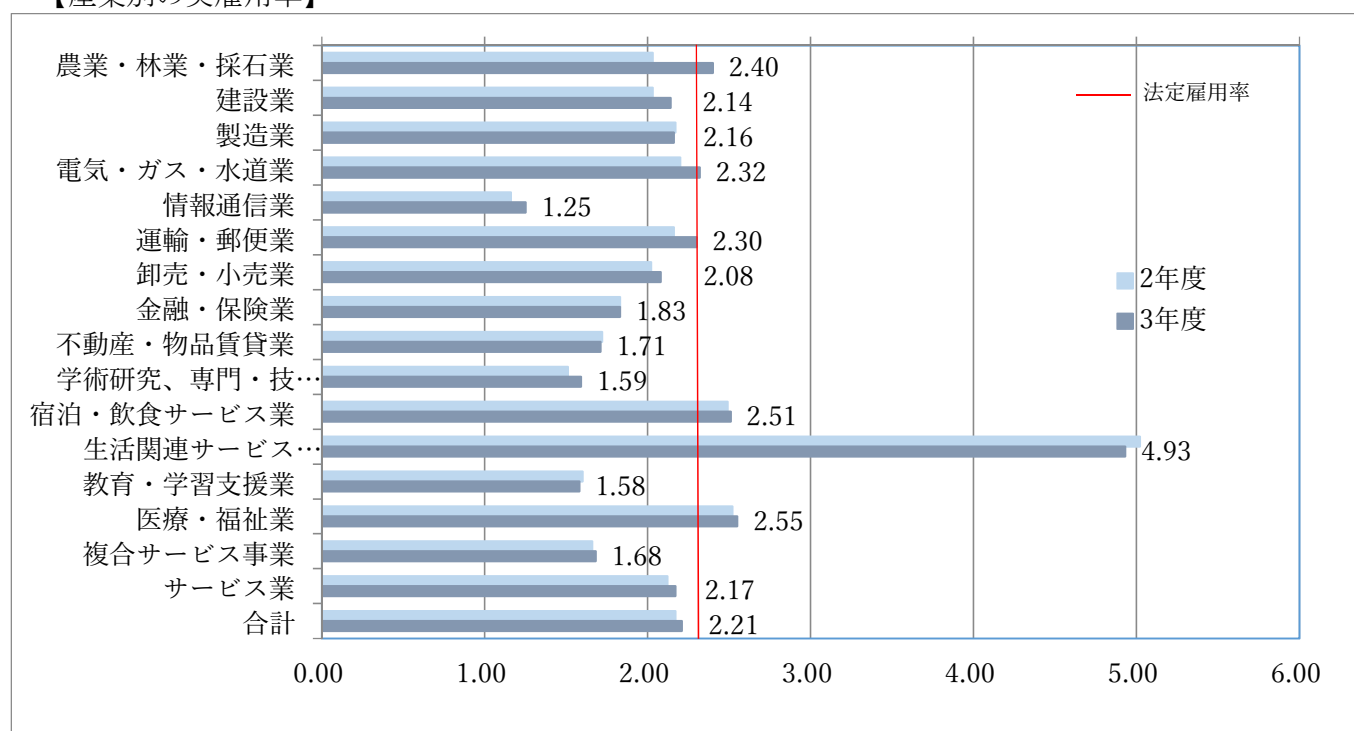
[第3表]

### (3) 産業別の状況

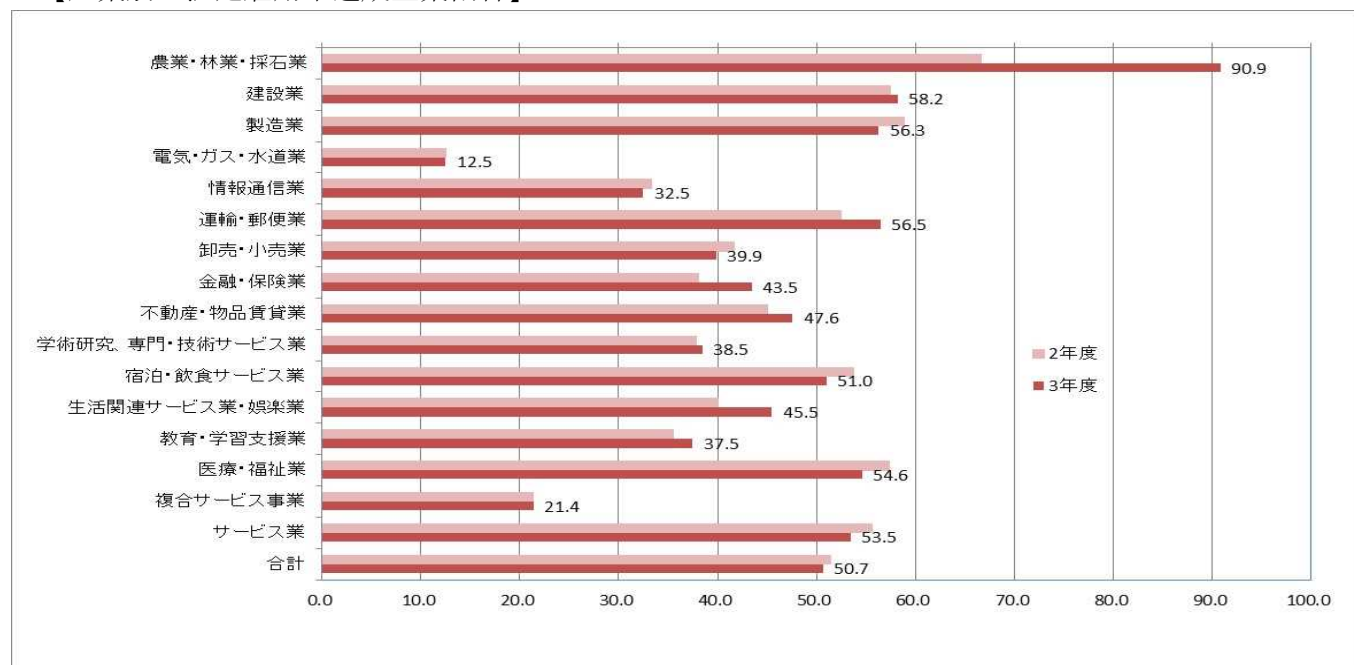
- ① 雇用されている障害者の数は、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」において減少したが、それ以外の業種では前年より増加または同じ水準となった。
- ② 実雇用率は、「農業・林業・採石業」(2.40%)、「電気・ガス・水道業」(2.32%)、「運輸・郵便業」(2.30%)、「宿泊・飲食サービス業」(2.51%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(4.93%)、「医療・福祉業」(2.55%)が法定雇用率以上となっており、「製造業」、「不動産・物品賃貸業」、「生活関連サービス、娯楽業」「教育・学習支援業」において前年を下回ったが、それ以外の業種では前年以上となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、「製造業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療・福祉業」、「サービス業」において前年を下回ったが、それ以外の業種で前年より増加または同じ水準となった。

[第4表]

【産業別の実雇用率】



【産業別の法定雇用率達成企業割合】



## 2 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関（法定雇用率 2.6%）

県の機関で対象となる 2 機関（宮城県、警察本部）は全て法定雇用率を達成した。

[第 6 表・第 8 表]

### (2) 市町村等の機関（法定雇用率 2.6%）

市町村等 53 機関のうち 33 機関で法定雇用率を達成した。宮城県内の市町村等の機関の法定雇用率達成機関の割合は 62.3%であり、全国平均（71.1%）を下回っている。

#### 【未達成機関】

亘理町、山元町、大和町、富谷市、東松島市、七ヶ浜町、加美町、涌谷町、角田市、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、蔵王町、栗原市、気仙沼市、南三陸町、登米市病院事業、加美郡保健医療福祉行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団

[第 6 表・第 8 表]

### (3) 県等の教育委員会（法定雇用率 2.5%）

県等の教育委員会の機関で対象となる 3 機関は全て法定雇用率を達成した。

[第 6 表・第 8 表]

## 3 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人等で対象となる 4 法人のうち 3 法人が法定雇用率未達成であった。

#### 【未達成機関】

地方独立行政法人宮城県立こども病院、地方独立行政法人宮城県立病院機構、  
宮城県住宅供給公社

[第 7 表・第 9 表]

第1表 民間企業における障害者の雇用状況(令和3年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
宮城県	1,593 社 ( 1,529 )	290,873.5 人 ( 287,971.5 )	1,219 人 ( 1,217 )	210 人 ( 185 )	3,441 人 ( 3,299 )	651 人 ( 634 )	6,414.5 人 ( 6,235.0 )	2.21 % ( 2.17 )	50.7 % ( 51.4 )
全国	106,924 社 ( 102,698 )	27,156,780.5 人 ( 26,866,997.0 )	124,508 人 ( 122,795 )	18,003 人 ( 17,084 )	304,060 人 ( 291,126 )	53,414 人 ( 48,984 )	597,786.0 人 ( 578,292.0 )	2.20 % ( 2.15 )	47.0 % ( 48.6 )

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
i 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。  
ii 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 下段の( )内は令和2年6月1日現在の数値である。

第2表 民間企業における障害種別雇用状況(令和3年6月1日現在)

障害者の数	① 身体障害者の数					② 知的障害者の数					③ 精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	F. 計 C+(D-E)×0.5+E	
6,414.5 人 ( 6,235.0 )	1,073 人 ( 1,052 )	154 人 ( 153 )	1,535 人 ( 1,492 )	191 人 ( 186 )	3,930.5 人 ( 3,842.0 )	146 人 ( 165 )	56 人 ( 32 )	1,105 人 ( 1,045 )	281 人 ( 297 )	1,593.5 人 ( 1,555.5 )	604 人 ( 559 )	376 人 ( 354 )	197 人 ( 203 )	890.5 人 ( 837.5 )

(注) 第1表と同じ

第3表 民間企業における規模別障害者の雇用状況(令和3年6月1日現在)

企業規模	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
43.5～ 100人未満	806 社 ( 738 )	51,185.5 人 ( 47,900.5 )	174 人 ( 184 )	67 人 ( 40 )	489 人 ( 473 )	108 人 ( 150 )	958.0 人 ( 956.0 )	1.87 % ( 2.00 )	47.5 % ( 49.3 )
100～ 300人未満	585 ( 591 )	87,617.5 人 ( 88,946.0 )	349 ( 338 )	66 ( 61 )	1,038 ( 985 )	294 ( 268 )	1,949.0 人 ( 1,856.0 )	2.22 ( 2.09 )	55.9 ( 54.7 )
300～ 500人未満	107 ( 106 )	37,121.0 人 ( 36,503.5 )	162 ( 172 )	26 ( 21 )	447 ( 420 )	78 ( 55 )	836.0 人 ( 812.5 )	2.25 ( 2.23 )	46.7 ( 48.1 )
500～ 1,000人未満	60 ( 61 )	35,250.5 人 ( 36,673.0 )	155 ( 160 )	9 ( 16 )	421 ( 433 )	41 ( 53 )	760.5 人 ( 795.5 )	2.16 ( 2.17 )	50.0 ( 52.5 )
1,000人以上	35 ( 33 )	79,699.0 人 ( 77,948.5 )	379 ( 363 )	42 ( 47 )	1,046 ( 988 )	130 ( 108 )	1,911.0 人 ( 1,815.0 )	2.40 ( 2.33 )	51.4 ( 48.5 )
合計	1,593 ( 1,529 )	290,873.5 人 ( 287,971.5 )	1,219 ( 1,217 )	210 ( 185 )	3,441 ( 3,299 )	651 ( 634 )	6,414.5 人 ( 6,235.0 )	2.21 ( 2.17 )	50.7 ( 51.4 )

(注) 第1表と同じ

第4表 民間企業における産業別障害者の雇用状況(令和3年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
農業、林業、採石業	11社 (6)	835.0人 (590.5)	3人 (2)	0人 (0)	14人 (7)	0人 (2)	20.0人 (12.0)	2.40% (2.03)	90.9% (66.7)
建設業	122 (113)	17,395.0 (16,864.0)	98 (93)	1 (2)	171 (153)	7 (4)	371.5 (343.0)	2.14 (2.03)	58.2 (57.5)
製造業	325 (314)	56,016.0 (55,010.5)	231 (233)	50 (20)	659 (651)	78 (115)	1,210.0 (1,194.5)	2.16 (2.17)	56.3 (58.9)
食料品・たばこ	98	12,995.0	38	35	210	55	348.5	2.68	—
繊維工業	8	708.5	1	3	13	1	18.5	2.61	—
木材・家具	9	899.5	1	2	11	1	15.5	1.72	—
パルプ・紙・印刷	17	1,323.0	3	0	15	3	22.5	1.70	—
化学工業	19	6,794.0	18	0	60	3	97.5	1.44	—
窯業・土石	11	1,351.5	5	0	13	0	23.0	1.70	—
鉄鋼	3	520.0	2	0	8	0	12.0	2.31	—
非鉄金属	5	1,014.5	4	0	13	0	21.0	2.07	—
金属製品	25	1,930.0	9	0	21	1	39.5	2.05	—
電気機械	37	8,191.5	39	2	77	3	158.5	1.93	—
その他機械	46	13,749.5	79	2	141	3	302.5	2.20	—
その他	47	6,539.0	32	6	77	8	151.0	2.31	—
電気・ガス・水道業	8 (8)	14,410.5 (14,718.5)	76 (75)	1 (2)	180 (171)	2 (3)	334.0 (324.5)	2.32 (2.20)	12.5 (12.5)
情報通信業	40 (42)	6,297.0 (6,761.0)	20 (21)	2 (2)	36 (34)	2 (1)	79.0 (78.5)	1.25 (1.16)	32.5 (33.3)
運輸業・郵便業	124 (122)	16,349.5 (16,305.0)	68 (61)	6 (4)	225 (216)	19 (22)	376.5 (353.0)	2.30 (2.16)	56.5 (52.5)
卸売・小売業	248 (240)	61,266.0 (60,285.5)	218 (212)	33 (39)	731 (689)	144 (130)	1,272.0 (1,217.0)	2.08 (2.02)	39.9 (41.7)
金融・保険業	23 (21)	8,348.5 (8,365.5)	28 (25)	10 (12)	81 (83)	12 (16)	153.0 (153.0)	1.83 (1.83)	43.5 (38.1)
不動産・物品賃貸業	42 (40)	6,194.0 (5,902.5)	16 (18)	5 (3)	66 (59)	6 (7)	106.0 (101.5)	1.71 (1.72)	47.6 (45.0)
学術研究・専門・技術サービス業	39 (37)	6,569.0 (6,309.5)	19 (19)	1 (3)	64 (53)	3 (2)	104.5 (95.0)	1.59 (1.51)	38.5 (37.8)
宿泊業、飲食サービス業	49 (52)	8,653.5 (9,339.0)	35 (40)	7 (4)	128 (137)	25 (24)	217.5 (233.0)	2.51 (2.49)	51.0 (53.8)
生活関連サービス業、娯楽業	44 (40)	5,481.5 (5,562.5)	59 (64)	8 (10)	137 (133)	14 (16)	270.0 (279.0)	4.93 (5.02)	45.5 (40.0)
教育・学習支援業	32 (31)	6,387.0 (6,156.5)	27 (27)	1 (1)	44 (42)	4 (3)	101.0 (98.5)	1.58 (1.60)	37.5 (35.5)
医療・福祉	302 (296)	41,915.5 (41,559.5)	171 (176)	60 (62)	530 (513)	270 (241)	1,067.0 (1,047.5)	2.55 (2.52)	54.6 (57.4)
複合サービス事業	14 (14)	4,612.0 (4,807.0)	24 (24)	1 (2)	28 (30)	1 (0)	77.5 (80.0)	1.68 (1.66)	21.4 (21.4)
サービス業	170 (153)	30,143.5 (29,434.5)	126 (127)	24 (19)	347 (328)	64 (48)	655.0 (625.0)	2.17 (2.12)	53.5 (55.6)
合計	1,593 (1,529)	290,873.5 (287,971.5)	1,219 (1,217)	210 (185)	3,441 (3,299)	651 (634)	6,414.5 (6,235.0)	2.21 (2.17)	50.7 (51.4)

(注) 第1表と同じ

第5表 民間企業における雇用状況の推移(各年6月1日現在)

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)	
			(人)	うち重度 (実数) (人)					
平成	5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903
	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5
25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0	
26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5	
27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5	
28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0	
29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0	
30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5	
令和	1	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5
	2	1,529	287,971.5	6,235.0	1,217	2.17	786	51.4	1,130.0
	3	1,593	290,873.5	6,414.5	1,219	2.21	808	50.7	1,261.5

## 第6表 地方公共団体における障害者の在職状況(令和3年6月1日現在)

### ① 法定雇用率 2.6%が適用される地方公共団体

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数					③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
県の機関 〔2〕	6,276.0 ( 6,229.5 )	50 ( 55 )	5 ( 4 )	58 ( 53 )	16 ( 16 )	171.0 ( 175.0 )	2.72 ( 2.81 )
市町村の機関 〔53〕	27,792.0 ( 27,454.5 )	156 ( 148 )	9 ( 11 )	329 ( 308 )	12 ( 17 )	656.0 ( 623.5 )	2.36 ( 2.27 )
合計 〔55〕	34,068.0 ( 33,684.0 )	206 ( 203 )	14 ( 15 )	387 ( 361 )	28 ( 33 )	827.0 ( 798.5 )	2.43 ( 2.37 )

### ② 法定雇用率 2.5%が適用される県等の教育委員会

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数					③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
県等の教育委員会 〔3〕	17,646.5 ( 17,603.5 )	99 ( 94 )	2 ( 2 )	254 ( 223 )	7 ( 6 )	457.5 ( 416.0 )	2.59 ( 2.36 )

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
i 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。  
ii 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- ( )内は令和2年6月1日現在の数値である。

## 第7表 地方独立行政法人における障害者の在職状況(令和3年6月1日現在)

区分 〔法人数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数					③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
独立行政法人 〔4〕	1,323.5 ( 1,310.0 )	2 ( 4 )	1 ( 1 )	18 ( 14 )	0 ( 0 )	23.0 ( 23.0 )	1.74 ( 1.76 )

(注) 第6表と同じ。

第8表 地方公共団体の各機関の状況(令和3年6月1日現在)

機関名		① 職員数	② 障害者の 数	③ 実雇用 率	④ 不足数	備考
2.6%適用機関計		34,068.0	827.0	2.43	82.0	
1	宮城県	5,621.0	153.5	2.73	0.0	特例認定あり(注4①)
2	宮城県警本部	655.0	17.5	2.67	0.0	
3	仙台市	8,784.0	239.5	2.73	0.0	特例認定あり(注4②)
4	名取市	508.5	14.0	2.75	0.0	
5	岩沼市	500.0	13.5	2.70	0.0	特例認定あり(注4③)
6	亘理町	439.0	5.0	1.14	6.0	特例認定あり(注4④)
7	山元町	194.5	2.5	1.29	2.5	特例認定あり(注4⑤)
8	大和町	252.0	4.0	1.59	2.0	特例認定あり(注4⑥)
9	富谷市	464.0	9.0	1.94	3.0	特例認定あり(注4⑦)
10	大衡村	73.0	2.0	2.74	0.0	
11	石巻市	1,741.5	46.5	2.67	0.0	
12	東松島市	552.5	13.0	2.35	1.0	特例認定あり(注4⑧)
13	女川町	169.0	4.0	2.37	0.0	
14	塩竈市	962.0	26.0	2.70	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15	多賀城市	435.0	11.0	2.53	0.0	
16	松島町	174.5	4.0	2.29	0.0	
17	七ヶ浜町	169.0	3.0	1.78	1.0	
18	利府町	285.0	9.5	3.33	0.0	特例認定あり(注4⑩)
19	大郷町	91.5	3.0	3.28	0.0	
20	大崎市	2,343.0	62.0	2.65	0.0	特例認定あり(注4⑪)
21	色麻町	126.5	4.0	3.16	0.0	
22	加美町	473.0	6.0	1.27	6.0	特例認定あり(注4⑫)
23	涌谷町	351.5	7.0	1.99	2.0	
24	美里町	199.5	5.0	2.51	0.0	
25	角田市	374.5	8.0	2.14	1.0	特例認定あり(注4⑬)
26	大河原町	207.5	4.0	1.93	1.0	
27	村田町	197.5	5.0	2.53	0.0	特例認定あり(注4⑭)
28	柴田町	346.5	2.0	0.58	7.0	特例認定あり(注4⑮)
29	川崎町	146.0	2.0	1.37	1.0	特例認定あり(注4⑯)
30	丸森町	176.0	2.5	1.42	1.5	
31	白石市	411.0	11.0	2.68	0.0	特例認定あり(注4⑰)
32	蔵王町	242.0	2.0	0.83	4.0	特例認定あり(注4⑱)
33	七ヶ宿町	74.5	1.0	1.34	0.0	特例認定あり(注4⑲)
34	栗原市	1,471.5	28.0	1.90	10.0	特例認定あり(注4⑳)
35	登米市	733.0	21.5	2.93	0.0	
36	気仙沼市	1,536.5	22.0	1.43	17.0	特例認定あり(注4㉑)
37	南三陸町	277.0	3.0	1.08	4.0	
38	名取市教育委員会	163.0	4.5	2.76	0.0	
39	多賀城市教育委員会	101.0	2.0	1.98	0.0	
40	色麻町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
41	涌谷町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
42	美里町教育委員会	114.0	2.0	1.75	0.0	
43	大河原町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
44	登米市教育委員会	174.5	5.0	2.87	0.0	
45	登米市病院事業	434.0	4.0	0.92	7.0	
46	南三陸町教育委員会	58.5	1.0	1.71	0.0	
47	登米市上下水道事業	44.0	1.0	2.27	0.0	
48	栗原市上下水道事業	40.0	2.0	5.00	0.0	
49	石巻地区広域行政事務組合	48.0	3.0	6.25	0.0	
50	大崎地域広域行政事務組合	141.0	5.0	3.55	0.0	
51	加美郡保健医療福祉行政事務組合	156.5	2.0	1.28	2.0	
52	仙南地域広域行政事務組合	70.0	2.0	2.86	0.0	
53	公立刈田総合病院	146.0	5.0	3.42	0.0	
54	みやぎ県南中核病院企業団	339.5	5.0	1.47	3.0	
55	石巻地方広域水道企業団	133.0	4.0	3.01	0.0	
2.5%適用機関計		17,646.5	457.5	2.59	0.0	
1	宮城県教育委員会	11,595.0	299.5	2.58	0.0	
2	仙台市教育委員会	5,592.0	144.0	2.58	0.0	
3	石巻市教育委員会	459.5	14.0	3.05	0.0	

- 注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者)については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方機関A(例:首長部局)及び関係の深い地方機関B(例:教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。
- ① 宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。
  - ② 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。
  - ③ 岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ④ 亶理町は平成18年10月に亶理町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑤ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑥ 大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑦ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑧ 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑨ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑩ 利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑪ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。
  - ⑫ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑬ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑭ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑮ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑯ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑰ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑱ 蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑲ セツ宿町は平成24年3月にセツ宿町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑳ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と特例認定を受けている。
  - ㉑ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

第9表 地方独立行政法人の状況(令和3年6月1日現在)

法人名	① 職員数	② 障害者 の	③ 実雇用 率	④ 不足数	備考
2.6%適用機関計	1,323.5	23.0	1.74	11.0	
1 公立大学法人 宮城大学	166.5	5.0	3.00	0.0	
2 地方独立行政法人 宮城県立こども病院	427.5	7.0	1.64	4.0	
3 地方独立行政法人 宮城県立病院機構	605.0	9.0	1.49	6.0	
4 宮城県住宅供給公社	124.5	2.0	1.61	1.0	

第10表 障害者雇用状況報告に基づく宮城県内実雇用率上位10社(令和3年6月1日現在)

企業名	業種	所在地	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (人)	実雇用率 (%)
株式会社 MAYURA	障害者福祉事業	仙台市青葉区	49.0	95.92
ほっとファーム 株式会社	障害者福祉事業	柴田郡柴田町	148.0	86.15
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区	58.5	80.34
Green-Room 株式会社	整骨院及びマッサージ治療院	仙台市青葉区	86.5	38.15
白石クリーニング協同組合	クリーニング業	白石市	46.0	34.78
有限会社 ニューホワイトクリーニング	クリーニング業	白石市	49.0	31.63
株式会社 オートランドリータカノ	クリーニング業	仙台市太白区	329.0	29.94
株式会社 フジ・スタイリング	紳士服縫製業	仙台市泉区	96.0	20.83
社会福祉法人 ふれあいの里	障害者福祉・介護福祉事業	登米市	88.0	19.89
東邦メッキ 株式会社	電気メッキ業	柴田郡柴田町	57.0	17.54

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %  
(43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 6 %  
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %  
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %  
(40人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること